# 別表2 支給基準

# (1) 義肢 一 殼構造義肢

名 和	称	型		式		使用材	料·部	8 品及	び工作法		価	格	備	<b>*</b>	夸
上腕義	手	装	飾	月	アの	 )基本工作	<u></u> ∹法により	 0、工及	でオよりそ	れぞれ	 イの採型	区分に			
					必要な	は材料・部	品を選択	さし、組み	み合わせて	製作す	よるウの	基本価			
					ること	- 0					格に工及	びオの			
					ソク	「ットは、	断端との	の適合に	注意し、装	着感を	それぞれ	使用す			
					良くす	-るととも	に安定性	生の確保	¦に留意し、	残存運	る材料・	部品の			
					動力を	有効に伝	えなけれ	ればなら	ないこと。		価格を合	算した			
					肩片	引りバンド	は、使用	用中容易	片に変形しな	い織物	額とする	こと。			
					を用い	、腋窩部	いに不快感	惑、疼痛	1、皮膚の指	傷を生					
					じない	よう留意	すること	. 0							
		作	業	月	ソク	「ット及び	支持部の	の工作に	際しては、	作業中					
					の繰り	豆し荷重、	振動荷重	重、衝撃	とに耐えられ	るよう					
					留意し	、信頼性	を高める	こと。							
					その	他は装飾	用と同じ	· ′ o							
		能		ハ	アの	基本工作	法により	り、工及	でオよりそ	れぞれ					
				ン	必要な	は材料・部	い品を選択	沢し、組	且み合わせて	製作す					
		動		ド	ること	- 0									
				型	ソク	ァットは、	断端との	の適合に	留意し、装	着感の					
		式		手	良さ、	安定性、	運動の	伝達性:	を確保する	ととも					
				部	に、1	ヘータルコ	ンタクト	ト(全面	「接触型)を	原則と					
				付	するこ	こと。									
					コン	トロール	ケーブル	レ(伝導	算索)は、可	「撓性の					
					大きり	\滑らかな	:鋼製ケー	ーブル又	(はナイロン	単繊維					
					をハワ	フジング(	(ケーブル	レ鞘) と	ともに用い	、摩擦					
					による	らケーブル	の損耗と	と力の伝	達効率の低	下を防					
					ぐこと	- 0									
					肩戶	引りバンド	は、肘総	継手、手	部の作動力	源で、					
					その通	適合はコン	トロール	レケーブ	゛ルのアライ	メント					
					224	っに義手の	機能を左	左右する	ことから適	i合と取					
					付けば	1細心の注	意を払い	ハ、また	、腋窩部を	過度に					
					圧迫し	ないこと	0								
					肘糸	継手及び手	部は、縛	操返し使	5用に対し機	能の低					
					下を来	たさず信	頼性の高	らいもの	であること。	ı.					
			7	フ 手	手音	『は、使用	中変形を	を来たさ	ず信頼性の	高いも					
			Ž	ン 音	のであ	っること。									
			2	ケー作	その	)他はハン	ド型手部	『付と同	じ。						
			f	<b>寸</b>											
		電	動	Ī	アの	)基本工作	法により	り、工及	びオよりそ	れぞれ					

					以冊み計型 - 如日・福和 1 - 如っ 人 1- ユーケー
					必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。
					ること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の
					良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。
					操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モータ
					ーにより手先具や継手を制御するものであるこ
					المرابع المرا
 肩 義 手	<b></b>	飾	i	用	。 肩継手は、可動で外転式、屈曲-伸展式又は複
/日 我	10	Edit		) II	合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部の
					ないよう留意すること。
					/ないより田思りること。 ハーネス(胸郭帯)は、義手を肩部によく落ち
					着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱
					に便利な構造とすること。
	11-	SP		H-1	その他は上腕義手装飾用と同じ。
	作	業	ŧ	用	肩継手は、必要に応じ固定できること。
					その他は上腕義手作業用と同じ。
	能			手	肩継手は、装飾用と同じ。 
	動			部	コントロールケーブルの取付けにはその位置に
	式		ド	付	留意し、コントロールケーブルに引張力が働くと
	普		型		き肩継手が動かぬようにすること。
	通				外観を良くするため、肩幅の復元に留意するこ
	用				٤.
					その他は上腕義手能動式と同じ。
			フ	手	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いも
			ツ	部	のであること。
			ク	付	その他はハンド型手部付と同じ。
			型		
	能		ハ	手	ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部ま
	動		ン	部	でソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要
	式		ド	付	であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に
	肩		型		留意すること。
	甲				肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運
	鎖				動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用
	骨				い、コントロールケーブルのアライメントに際し
	切				ては、機能の向上に特に留意すること。
	除				その他は能動式普通用と同じ。
	用	•	フ	手	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いも
			ツ	部	のであること。
			ク	付	その他はハンド型手部付と同じ。
			型		*
	電	重	<u></u>	式	上腕義手電動式と同じ。
			•	. 4	

中キュ	壮	俗生	ш	1.吃羊工壮处用 1. 巨 10
肘義手		飾	用	上腕義手装飾用と同じ。
	作	業	用	幹部は、作業種目を考慮したものとすること。
				その他は上腕義手作業用と同じ。
	能 動 式			上腕義手能動式と同じ。
	電	動	式	上腕義手電動式と同じ。
前腕義手	装	飾	用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
				ること。
				ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を
				良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう
				注意すること。
				切断面に回旋能力が残っていない場合には、手
				継手部で回旋できることが必要であること。
	作	業	用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
				ること。
				必要に応じて上腕カフ(締革)にハーネスを付
				けること。
				ソケット、支持部及び肘継手は、作業中の繰返
				し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材
				質及び工作法を十分吟味すること。
	能	長	ハ	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ
		断		必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
		端		ること。
	動	用用	型	。 ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及
				び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払
		長	フ	うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを
	式	断		原則とすること。
		端端	ク	<ul><li>・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできる</li></ul>
		用用		だけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留
		711	-	意すること。
		山	ハ	・ 中断端用には、肘の屈曲 - 伸展運動を忠
		断	ン	実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げるこ
		端端	ド	とのないように留意すること。
		用用	型型	<ul><li>・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個</li></ul>
		用	筀	に動く構造、いわゆるスプリットソケット構
		中	フ	造とし、屈曲時に断端の脱落を防止するた
		断	ツ	め、ソケットは肘頭まで包含する構造とする
		端	ク	こと。

1	ı				•
			用	型	コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑
		-	,-		な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング
			短	ハ	とともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとと
				ン	もに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくす
			端	ド	ること。
			用	型	肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コン
		F			トロールケーブルのアライメントとともに能動義
			短	フ	手の機能を左右することから、適合と取付けには
			断	ツ	特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮
			端	ク	膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行う
			用	型	ے کی
	電	動	J	式	上腕義手電動式と同じ。
手義手	装	飾	ĵ	用	前腕義手装飾用と同じ。
, 42, 1	作			用	前腕義手作業用と同じ。
	能	動	-	式	前腕義手能動式長断端用と同じ。
	電	動	-	式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ
	_	- / •		-	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
					ること。
					ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の
					良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。
					操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モータ
					一により手先具を制御するものであること。
手部義手	装	飾	j	用	
					必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
					ること。
					手袋型とすること。
	作	業		用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ
					必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
					ること。
					手部又は前腕部に固定できるようにすること。
					手部には、作業に必要な装置を付けること。
	電	動	J	式	手義手電動式と同じ。
工化羊工	壮	俗生		ш	アの甘木工佐汁により、エスパナとりなわだわ
手指義手	装	飾		用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ
					必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
					ること。
	16-	علاد		ш	キャップ式又は手袋型のいずれかによること。
	作	業		用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ
					必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
					ること。
nn 1/2	ate		٦٠.	·	指部は、作業に適するよう形成すること。
股 義 足	常	用	普	通	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ

	•		
			必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
			ること。
			ソケットは、装着感を良くするとともに完全に
			適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、
			義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場
			合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りする
			こと。
			回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形
			防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けるこ
			と。大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定
			に保つための配慮を必要とすること。
			アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施す
			こと。
			運動部分の継手については、防音と減摩に十分
			留意すること。
		力	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ
		ナ	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
		ダ	ること。
		式	ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性
			を確保すること。
			歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは
			特に精密に決定すること。
			アライメントカップリング(軸位調整装置)を
			用いて必ず試歩行を行うこと。
			両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置
			を取り付けること。
	作	 業 用	 
	TP 3	未 刀	その他は足部を除き、常用普通と同じ。
大腿義足	常	用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ
八座栽足	曲	Л	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
			少女は何行・前面を選択し、組みらわせて殺ドリー
			る
			フクットは、装有感、体里又特及の運動性を良    くするため、適合に留意し四辺型ソケットとする
			こと。
			ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等の
			いずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフ
			トインサートを省いてもよいこと。
			アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。
	吸着:	式常用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ

必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 ソケットは、断端の解剖、生理学的特性に適合 した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、 懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着 感、断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位 置等を、十分吟味すること。 義足の組立てに際しては、試歩行により装着 感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析 を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメン トの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努める こと。 膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置 は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、 使用中の緩み、かじりつきのないものを用いるこ と。断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善 のため、シレジアバンド (懸垂帯) を用いてもよ いこと。 SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用 する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸 法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用する こと。 断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを 原則とし、やむを得ない場合には断端末部に空気 室を設けてもよいこと。 作 業 耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するととも 用 に、十分な強度を持たせること。 その他は常用と同じ。 アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 膝義足 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感 を良くするとともに運動性を確保すること。 ソフトインサートは、必ずしも必要としない が、断端末支持には断端末受を入れること。 下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変 形を防止するよう十分留意すること。 膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコ ントロールする構造又は装置を必要とするほか、 防音、運動部の減摩に留意すること。 膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包

				むこと。
	作		集 用	耐水性及び防蝕性に留意すること。
				その他は足部を除き、常用に同じ。
下腿義足	常	用	普通	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ
			(軽便	  必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
			式を含	ること。
			む)	   ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、
				  採型に特に留意すること。
				   膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時
				のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な
				影響を与えるので、入念にその位置を決定するこ
				٤.
				アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理
				を施すこと。
				大腿もも締めの筋金は、歩容、義足の懸垂及び
				安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さ
				の決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分
				な配慮が必要であること。
			Р	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ
			Т	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
			В	ること。
			式	   ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良
				  くするため、適合に留意し、アライメントカップ
				  リング(軸位調整装置)を用いて試歩行を行った
				上で組み立てること。
				精密な適合によってソケットのみを用い、ソフ
				トインサートを省いてもよいこと。その場合、断
				端末部はクッション材で支持すること。
				外装は、強化プラスチック仕上げとすること。
				膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バ
				ンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との
				間に伸びのないベルト等をはさむこと。
				膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないこと
				を原則とするが、断端の状況によりやむを得ない
				場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いても
				よいこと。
				適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行
				うこと。
			P	ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、
			Т	特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせるこ
			S	とによって義足を懸垂させること。

				,	•
		式	採型後ギプスソケットによって適合をよく吟		
			味、修正すること。		
			その他はPTB式と同じ。		
		K	義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適		
		В	合したくさび又はFAJALの方法によって行わ		
		M	れ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮		
		式	合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。		
			膝蓋靭帯より上部のソケットは、左右方向に変		
			形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット		
			形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度		
			を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留		
			意すること。		
			その他はPTS式と同じ。		
		Т	ソケットは、精密な適合を行い全面が接触する		
		S	形状になるよう製作すること。		
		В	その他はPTB式と同じ。		
		式			
	作	<del> </del>	耐水性及び防蝕性に留意すること。		
			その他は常用普通と同じ。		
果義 足			アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ		ピロゴフ切断を含
			必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す		む。
			ること。		
			義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケット		
			を断端に固定することによって行われるので、適		
			合に十分留意すること。		
			足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性		
			を利用したものとすること。		
			特にソケットと足部との結合部の強度を保つよ		
			うに留意すること。		
足根中足	鋼板	入り	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ		
義足			必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す		
			ること。		
			断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適		
			合とソケット構造に特に留意すること。		
			足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と		
			強度をもたせること。		
			足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足		
			底は牛なめし革を張り付けること。		
	足 4	茂 式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ		
			必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す		

•		•
		ること。
		足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止
		し、かつ、耐久性を増加するようにすること。
		断端から踵までを包み足袋型とすること。
		締付けは、前後いずれでもよいこと。
		足部は、牛なめし革を張り付けること。
	下腿部支持式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ
		必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
		ること。
		義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケット
		を断端に固定するコトによって行われるので、適
		合に十分に留意すること。
足指義足		アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ
		必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
		ること。
		踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型に
		し、足部を包んで装着できるようにすること。
I	1	1

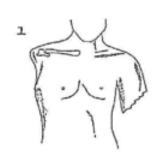
- 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
- 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。
- 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するために プラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。
- 5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。

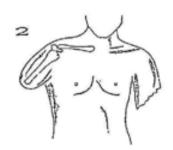
# ア 基本工作法

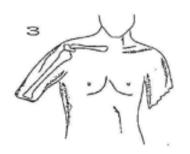
	工 程	作業の内容									
(ア)	断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況、肢位の観察及び特									
		徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認(電動式)									
(1)	採寸及び投影図の	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成									
	作成										
(ウ)	採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽									
		性モデルの修正									
(工)	適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手									
		の中心位置の設定									
(才)	陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥									
(カ)	ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソ									
		ケットトリミング並びに電極ダミーの設定 (電動式)									
(キ)	支持部材の外形の	義手:パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要									
	形成及び要素の結合	素の結合並びにバッテリー及びコントローラー収納場所の確保(電動式)									
		義足:股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整									
(ク)	組立て	義手:継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け									
		義足:アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ									
		及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整									
(ケ)	仮合わせ	義手:ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、電極の位置確認及									
		び感度調整(電動式)、義手操作の基本の指導並びに適合の修正									
		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -									
		に起立及び歩行の基本動作の指導									
(3)	外装及び仕上げ	義手:外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション並びに感度調整用窓加工									
		(電動義手)									
		義足:アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びに									
		ソケットの適合及び機能の最終点検									
(サ)	適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導									

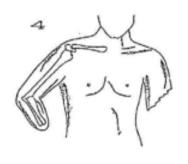
# イ 採型区分

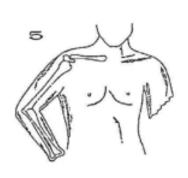
# A 義 手

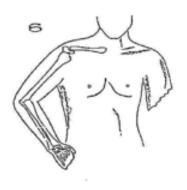








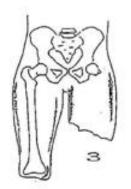




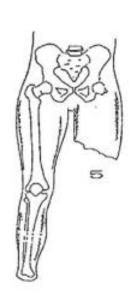
















# ウ 基本価格

名		称	採型区分	型	式	価格	備    考
٠	_	н		Vide Ale	ш	円	
義	手	用	A - 1	装 飾		36, 200	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
				作業		36, 200	
				能動		48, 200	
				電動	式	85, 900	
			A - 2	装 飾	用	38, 500	吸着式は、28,000円増しとすること。
				作 業	用	38, 500	
				能 動	式	45, 200	
				電 動	式	79, 400	
			A - 3	装 飾	用	35, 100	吸着式は、28,000円増しとすること。
				作業	用	35, 100	
				能 動	式	40, 700	
				電 動	式	71, 800	
			A – 4	装飾	用	34, 100	顆上懸垂式は、14,000円増しとすること。
				作業		34, 100	スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
				能動		35, 800	
				電 動	式	63, 300	
			A – 5	装飾	用	30, 900	
			11 0	作業		30, 900	
				能動		35, 200	
				電動		61, 900	
			A – 6	装 飾	用	11 800	
			A 0	作 業		11, 800 11, 800	
				能動		17, 900	
				電動		31, 600	
			. –				
			A - 7	装飾		9, 450	
				作業	用	13, 800	
義	足	用	B - 1	受 皿	式	110, 500	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
				カナ	ダ式	110, 500	
			B - 2	差 込	式	72, 200	短断端切断用キップシャフトは、53,700円増しとするこ
				ライナ	一式	119, 600	と。
				吸 着	式	166, 000	坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
			B – 3	差込	式	70, 400	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
			_	エートライナ		92, 200	,
				吸 着		138, 600	
l							

B - 4	差 込 式	57, 500	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
	P T B 式	81, 800	
	P T S 式	98, 100	
	K B M 式	100, 900	
	T S B 式	81, 800	
B - 5	差 込 式	46, 700	
	有 窓 式	70, 400	
B-6	足 袋 式	24, 500	
	下腿部支持式	70, 400	
B-7		18, 800	

- 1 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900 円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

## 工 製作要素価格

# (ア) ソケット

名 称	採型区分	使用材料	価 格	備	考
			円		
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロイド	11, 700		
		皮   革	9, 550		
		熱硬化性樹脂	21, 400		
		熱硬化性樹脂(電動式)	21, 900		
		熱可塑性樹脂	5, 450		
		熱可塑性樹脂(電動式)	6,000		
	A-2	アルミニウム、セルロイド	10, 300		
		皮   革	12,600		
		熱硬化性樹脂	14, 700		
		熱硬化性樹脂(電動式)	15, 200		
		熱可塑性樹脂	7, 100		
		熱可塑性樹脂(電動式)	7, 550		
	A - 3	アルミニウム、セルロイド	10, 300		
		皮   革	13, 600		
		熱硬化性樹脂	14, 700		
		熱硬化性樹脂(電動式)	15, 200		
		熱可塑性樹脂	5, 050		
		熱可塑性樹脂(電動式)	5, 550		
	A - 4	アルミニウム、セルロイド	9, 100		
		皮   革	12, 400		
		熱硬化性樹脂	14, 400		
		熱硬化性樹脂(電動式)	14, 800		
		熱可塑性樹脂	4, 950		
		熱可塑性樹脂(電動式)	5, 450		
	A – 5	アルミニウム、セルロイド	10, 900		
		皮   革	9, 400		
		熱硬化性樹脂	13, 700		
		熱硬化性樹脂(電動式)	14, 100		
		熱可塑性樹脂	7, 100		
		熱可塑性樹脂(電動式)	7,600		
	A - 6	セルロイド	8,900		
		皮    革	9, 150		
		熱硬化性樹脂	11, 100		
		熱硬化性樹脂(電動式)	11,500		
		熱可塑性樹脂	6, 950		
		熱可塑性樹脂(電動式)	7, 350		

	Λ 7	H #	4 100	
	A-7	皮 革	4, 100	
		熱硬化性樹脂	4, 150	
*	D 1	熱可塑性樹脂	3, 550	
義足用	B – 1	アルミニウム、セルロイド	23, 100	
		熱硬化性樹脂	37, 900	
		熱可塑性樹脂	15, 900	
	B - 2	木製	51, 600	エアクッションソケットは、16,300円増しとす
		アルミニウム、セルロイド	15, 400	ること。
		皮    革	20, 200	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価
		熱硬化性樹脂	29, 400	格を加算することができること。
		熱可塑性樹脂	17, 300	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い
				樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとするこ
				と。
	B - 3	アルミニウム、セルロイド	15, 700	エアクッションソケットは、16,300円増しとす
		皮    革	26, 000	ること。
		熱硬化性樹脂	43, 500	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価
		熱可塑性樹脂	19, 700	格を加算することができること。
				主たる積層材にカーボンストッキネットを用い
				樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとするこ
				と。
	B - 4	アルミニウム、セルロイド	12, 300	エアクッションソケットは、14,800円増しとす
		皮   革	18, 300	ること。
		熱硬化性樹脂	26, 600	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価
		熱可塑性樹脂	13, 900	格を加算することができること。
				主たる積層材にカーボンストッキネットを用い
				樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとするこ
				と。
	B - 5	アルミニウム、セルロイド	12, 800	エアクッションソケットは、13,600円増しとす
		皮   革	18, 600	ること。
		熱硬化性樹脂	25, 300	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い
		熱可塑性樹脂	11,000	樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとするこ
				٤.
	B - 6	セルロイド	12, 700	エアクッションソケットは、12,800円増しとす
		皮   革	10, 900	ること。
		熱硬化性樹脂	23, 300	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い
		熱硬化性樹脂	25, 300	  樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとするこ
		(下腿部支持式)	·	٤.
		熱可塑性樹脂	10, 800	
	B - 7	皮革	9, 550	
			21, 200	
		熱可塑性樹脂	10, 300	
			10, 500	

# (イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使用材料	価 格 円	備	考
義手用	A – 1	皮    革	4, 700		
		軟性発泡樹脂	4, 800		
		皮革・軟性発泡樹脂	8, 100		
	A - 2	皮    革	4, 150		
		軟性発泡樹脂	4, 650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 750		
	A - 3	皮    革	4, 150		
		軟性発泡樹脂	4, 650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 750		
	A - 4	皮    革	4, 050		
		軟性発泡樹脂	4, 650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 500		
	A - 5	皮    革	4, 050		
		軟性発泡樹脂	4, 650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 500		
義 足 用	B - 1	皮    革	7, 000		
		軟性発泡樹脂	5, 300		
		皮革・軟性発泡樹脂	10, 600		
	B - 2	皮    革	5, 400		
		軟 性 発 泡 樹 脂	4, 950		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 000		
		皮革・フェルト	9, 700		
		シリコーン	44, 000		
	B - 3	皮    革	6, 050		
		軟性発泡樹脂	5, 100		
		皮革・軟性発泡樹脂	9, 650		
		皮革・フェルト	10, 700		
		シリコーン	47, 400		
	B - 4	皮    革	4, 450		
		軟 性 発 泡 樹 脂	4, 750		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 200		
		皮革・フェルト	8, 350		
		シリコーン	37, 900		
	B - 5	皮    革	4, 700		
		軟性発泡樹脂	7, 600		

	皮革・軟性発泡樹脂	8, 250	
B - 6	皮    革	3, 000	
	皮    革	4, 700	
	(下腿部支持式)		
	軟 性 発 泡 樹 脂	3, 400	
	軟 性 発 泡 樹 脂	7, 600	
	(下腿部支持式)		
	皮革・軟性発泡樹脂	6, 000	
	皮革・軟性発泡樹脂	8, 250	
	(下腿部支持式)		
B - 7	皮    革	2, 300	
	軟性発泡樹脂	2, 700	
	皮革・軟性発泡樹脂	4, 650	

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

#### (ウ) 支持部

					1	
名	称	型式	部 位	使用材料	価 格 円	備    考
義手	用	装飾用	肩 部		9,000	
,~ ,	,	能動式	上腕部		8,050	
		作業用		熱硬化性樹脂	25, 000	
			前腕部	アルミニウム、セルロイド	10, 200	
				熱硬化性樹脂	20,600	
		作業用	上腕部		8,050	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用
		(幹部使				する場合に限ること。
		用)	前腕部		10, 200	前腕義手用に幹部を使用する場合に限
						ること。
		電動式	肩 部	熱硬化性樹脂	10, 900	
			上腕部	熱硬化性樹脂	30, 800	
			前腕部	熱硬化性樹脂	25, 300	
			手 部	熱硬化性樹脂	25, 300	
義足	用	常 用	股 部		11,000	
		作業用	大腿部	木製	32, 700	
				アルミニウム、セルロイド	33,000	
				熱硬化性樹脂	34, 200	
			下腿部	木製	28, 500	
				アルミニウム、セルロイド	29, 900	
				熱硬化性樹脂	33,600	
			足 部	軟性発泡樹脂	15, 300	
		作業用	大腿部		62, 900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用
		(鉄脚				する場合に限ること。
		使用)	下腿部		29, 900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限
						ること。

- 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。
- 2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400 円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な 修正を行う場合は、11,100 円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

## (エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使 用 部 品	価 格 円	備考
義	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22, 500	
手		肩たすき一式	11, 300	
用	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	22, 300	
ハ		肩たすき一式	11, 300	
		8字ハーネス一式	10, 300	
ネ	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	19, 100	
ス		8字ハーネス一式	8, 300	
		9字ハーネス一式	5, 350	
		たわみ式肘継手 (一組)	2,600	
		前方支持バンド	2,600	
		上腕カフ(三頭筋パッド)	5, 400	
義	股義足用	懸垂帯一式	16, 100	
足	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,800	
懸		肩吊り帯	6, 750	
垂		腰バンド	9, 300	
用		横吊帯	1, 750	
部		義足用股吊帯	2, 250	価格は、1本当たりのものであること。
品	下腿義足用	腰バンド	9, 300	
		横吊帯	2, 400	
		大腿もも締め一式	12, 100	
		PTBカフベルト一式	9, 250	

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。

# (オ) 外装

<i>h</i>		±L-	Al	壮 如 <i>[</i> 上			/m* +47	/#±	+x.
名		称	クト	装部位		使用材料等	<ul><li>価格</li><li>円</li></ul>	備	考
義	手	用	肩		部	皮革	5, 900		
						プラスチック	16, 200		
						塗 装	2, 100		
			上	腕:	部	皮革	6,050		
						プラスチック	15, 700		
						塗 装	1,850		
			前	腕音	祁	皮革	5, 900		
						プラスチック	12, 300		
						塗 装	1,950		
義	足	用	股	Ė Ž	部	皮    革	10,800		
						プラスチック	17,800		
						塗 装	3, 450		
			大	腿音	部	皮    革	8, 850		
						プラスチック	15, 900		
						塗 装	3, 100		
			下	腿	部	皮    革	8,050		
						プラスチック	13, 800		
						<b>鉴</b> 装	2, 750		
			足	E Z	部	表  革	5, 400		
						裏 革	3, 700		
						塗 装	3, 550		
						リアルソックス	1, 100		足成用部品を加えることができるこ
								と。	

# 才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

# カー耐用年数

# (ア) 義肢本体

区	分	2	各	乖	尔		型		式	耐用年数	備	考
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	_		m.t.	\/.		St.L.				年		
義	手	上	腕	義	手	装	飾	用		4		破損及び故障に際して
						作	業	用		3	は、原則として修理 	2又は調整を行うこと。
						能	動	式		3		
						電	動	式		3		
		肩	拿	虔	手	装	飾	用		4		
						作	業	用		3		
						能	動	式		3		
						電	動	式		3		
		肘	拿	虔	手					3		
		前	腕	義	手					3		
		手	拿	裊	手					3		
		手	部	義	手	装	飾	用		1		
						作	業	用		2		
						電	動	式		3		
		手	指	義	手	装	飾	用		1		
						作	業	用		2		
義	足	股	拿	É	足					4		
	, _	大	腿	義	足	常		用		3		
		,	747-	-3-2	/_	吸	着	式		5		
						作	業	用		3		
		膝	∌	虔	足	常	*	用		3		
		刀米	₹:	X.	~_	作	業	用		2		
		<u></u>	形田	主	R	1P	未	Л				
			腿							2		
		果		隻 ロギ	足	८।जा	<b>1</b> □ →	10		2		
		足	恨 甲	足 義	足足		板入			2		
							袋			1		
							退部支持	式		2		
		足	指	義	足					1		

## (イ) 完成用部品

材料 · 部品名	耐用年数 年	備	考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、	原則として小部品の取替えにより修
リストメタル	3	理又は調整を行うこと。	
手 部	1		
手 袋	1		
足部	1		
その他の小部品 (消耗品)	1		

### キ 使用年数

年 齢	使用年数	備	考
0 歳	4 月		使用年数は、年齢による
1~ 2歳	6 月		児童の特殊性を考慮して
3~ 5歳	10 月		定めたものであるが、使
6~14歳	1 年		用年数以内の故障に際し
15~17歳	1年6月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。	ては、原則として小部品
		1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の	の取替えにより修理又は
		「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足指義足」	調整を行うこと。
		2 完成用部品のうち「手部(手袋以外の手先具)」、「手袋」	
		及び「足部」	
		3 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」	

# 備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

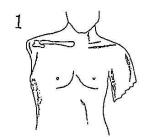
### (2) 義肢 一 骨格構造義肢

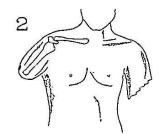
名 称	型	į	式	使用材料・部品及び工作法	価	格	備	考
肩 義 手	装	飾	用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ	イの採型	型区分に		
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	よるウの	基本価		
				ること。	格にエ及	とびオの		
				外形カバーは、容易に着脱できるように製作す	それぞれ	ル使用す		
				ること。	る材料・	部品の		
上腕義手	装	飾	用	肩義手と同じ。	価格を含	算した		
前腕義手	装	飾	用	肩義手と同じ。	額とする	らこと。		
股 義 足	力	ナ	ダ式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ			片側骨盤切牌	<b>所用を含むも</b>
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す			のであること	- 0
				ること。				
				外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮し				
				て、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の				
				選択を行い、容易に着脱できるように製作するこ				
				と。				
大腿義足	差	込	式	股義足と同じ。			キップシャン	フト(短断端
							切断用)を含	含むものであ
							ること。	
	吸	着	式	股義足と同じ。			吸着式には、	差込吸着式
							を含むもので	<b>ごあること。</b>
膝義足	常		用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ				
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す				
				ること。				
				外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮し				
				て、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱でき				
				るように製作すること。				
下腿義足	Р	ΤE	3 式	膝義足と同じ。				
	Р	Т 5	3 式	膝義足と同じ。				
	K	ВМ	/ 式	膝義足と同じ。				
	Т	SE	3 式	膝義足と同じ。				
	長	断站	岩 用	膝義足と同じ。			サイム義足を	と含むもので
							あること。た	こだし、この
							場合外形カノ	バーは加算で
							きないこと。	_
(22.2	•							

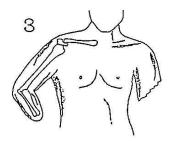
- 1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。
- 3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。

# ア 基本工作法

I	2 程	作業の内容
(ア)	断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及
		び特徴の把握
(イ)	採寸及び投影図の	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
	作成	
(ウ)	採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽
		性モデルの修正
(エ)	適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手
		の中心位置の設定
(才)	陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ)	ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソ
		ケットトリミング
(キ)	支持部材の外形の	義手:パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要
	形成及び要素の結合	素の結合
		義足:股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク)	組立て	義手:継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け
		義足:アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ
		及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ)	仮合わせ	義手:ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の
		指導並びに適合の修正
		義足:アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩
		行の基本動作の指導
(3)	外装及び仕上げ	義手:フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストッキネットの被覆
		義足:アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びに
		ソケットの適合及び機能の最終点検
(サ)	適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導



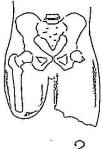




足

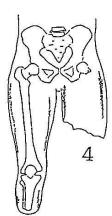


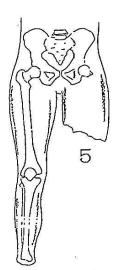




2







#### ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	価 格 円	備考
義 手 用	A-1	装 飾 用	36, 200	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	38, 500	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A – 3	装 飾 用	34, 100	顆上懸垂式は、14,000円増しとすること。
				スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
義足用	B - 1	カナダ式	110, 500	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B-2	差 込 式	72, 200	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。
		ライナー式	119, 600	坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
		吸 着 式	166, 000	
	B - 3	差 込 式	70, 400	
		ライナー式	92, 200	
		吸 着 式	138, 600	
	B - 4	差 込 式	57, 500	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
		P T B 式	81, 800	
		P T S 式	98, 100	
		K B M 式	100, 900	
		T S B 式	81, 800	
	B - 5	差 込 式	46, 700	
		有 窓 式	70, 400	

- 1 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

## 工 製作要素価格

# (ア) ソケット

名 称	採型区分	   使用材	料価	格	備	考
				円		
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロー	イド	11, 700		
		皮革		9, 550		
		熱硬化性樹脂		21, 400		
		熱可塑性樹脂		5, 450		
	A - 2	アルミニウム、セルロー	イド	10, 300		
		皮   革		12,600		
		熱硬化性樹脂		14, 700		
		熱可塑性樹脂		7, 100		
	A - 3	アルミニウム、セルロー	イド	9, 100		
		皮   革		12, 400		
		熱硬化性樹脂		14, 400		
		熱可塑性樹脂		4, 950		
義足用	B-1	アルミニウム、セルロー	イド	23, 100		
		熱硬化性樹脂		37, 900		
		熱可塑性樹脂		15, 900		
	B - 2	木製	2.10	51,600	エアクッションソケット	は、16,300円増しと
		アルミニウム、セルロー	1 F	15, 400	すること。	
		皮 革		20, 200	二重式ソケットは、内ソ	
		熱硬化性樹脂		29, 400	価格を加算することがで	-
		熱可塑性樹脂		17, 300	主たる積層材にカーボン い樹脂注型を行う場合は	
					ること。	、、17,900円増しこり
	B – 3	アルミニウム、セルロー	1 K	15, 700	エアクッションソケット	た 16 300円増した
	БЗ	皮革	1 1	26, 000	すること。	「は、10,000 12日 しこ
		熱硬化性樹脂		43, 500	二重式ソケットは、内ソ	・ アットの使用材料の
		熱可塑性樹脂		19, 700	価格を加算することがで	
		W. 4 = E E M/II		10,	主たる積層材にカーボン	-
					い樹脂注型を行う場合は	
					ること。	
	B-4	アルミニウム、セルロー	イド	12, 300	エアクッションソケット	は、14,800円増しと
		皮革		18, 300	すること。	
		熱硬化性樹脂		26,600	二重式ソケットは、内ソ	ケットの使用材料の
		熱可塑性樹脂		13, 900	価格を加算することがで	きること。
					主たる積層材にカーボン	⁄ストッキネットを用
					い樹脂注型を行う場合は	、 6,950円増しとす
					ること。	
	B - 5	アルミニウム、セルロー	イド	12,800	エアクッションソケット	は、13,600円増しと
		皮革		18,600	すること。	
		熱硬化性樹脂		25, 300	主たる積層材にカーボン	
		熱可塑性樹脂		11,000	い樹脂注型を行う場合は	、 9,700円増しとす
					ること。	

# (イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格	備	考
			円		
義手用	A - 1	皮    革	4,700		
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800		
		皮革・軟性発泡樹脂	8, 100		
	A - 2	皮    革	4, 150		
		軟性発泡樹脂	4,650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750		
	A - 3	皮    革	4,050		
		軟性発泡樹脂	4,650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 500		
義足用	B - 1	皮    革	7,000		
		軟性発泡樹脂	5, 300		
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600		
	B - 2	皮    革	5, 400		
		軟性発泡樹脂	4, 950		
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000		
		皮革・フェルト	9, 700		
		シリコーン	44,000		
	B-3	皮    革	6,050		
		軟性発泡樹脂	5, 100		
		皮革・軟性発泡樹脂	9,650		
		皮革・フェルト	10,700		
		シリコーン	47, 400		
	B-4	皮革	4, 450		
		軟性発泡樹脂	4, 750		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 200		
		皮革・フェルト	8, 350		
		シリコーン	38, 100		
	B - 5	皮革	4,700		
		軟性発泡樹脂	7, 550		
		皮革・軟性発泡樹脂	8, 200		

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

### (ウ) 支持部

	名		移	东	価 格 円	備	考
肩	義		手	用	14, 500		
上	腕	義	手	用	11,500		
前	腕	義	手	用	11, 400		
股	義		足	用	17, 300		
大	腿	義	足	用	17, 300		
下	腿	義	足	用	11, 400		

## (注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,350円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,000円増しとすること。

### (エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名 称	使 用 部 品	価 格	備	
			円		
義	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式肩	22, 500		
手		たすき一式	11, 300		
用	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	22, 300		
ハ		肩たすき一式	11, 300		
		8字ハーネス一式	10, 300		
ネ	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	19,000		
ス		8字ハーネス一式	8, 300		
		9字ハーネス一式	5, 350		
		上腕カフ(三頭筋パッド)	5, 400		
義	股義足用	懸垂帯一式	16, 000		
足	大腿義足用	シレジアバンド一式	7, 750		
懸		肩吊り帯	6, 750		
垂		腰バンド	9, 250		
用		横吊帯	1,750		
部		義足用股吊帯	2, 250	価格は1本当たりのものであること。	
口口	下腿義足用	腰バンド	9, 300		
		横吊帯	2, 400		
		大腿もも締め一式	12, 100		
		PTBカフベルト一式	9, 250		
(注)	<u> </u>				

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。

#### (オ) 外装

	名		称		価 格 円	備	考
肩	義		手	用	11, 500		
上	腕	義	手	用	9, 100		
前	腕	義	手	用	8, 100		
股	義		足	用	28, 800		
大	腿	義	足	用	23, 100		
膝	義		足	用	20, 600		
下	腿	義	足	用	18, 200		

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

# 才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

#### カ 耐用年数

材料 • 部品名	耐用年数	備	考
	年		
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際しては、	、原則として小部品の取替えによ
継 手 類	3	り修理又は調整を行うこと。	
リストメタル	3		
手 部	3		
ターンテーブル	3		
手 袋	1. 5		
足部	1. 5		
フォームカバー (義手用)	1. 5		
フォームカバー (義足用)	0. 5		
その他小部品 (消耗品)	1		

## キ 使用年数

年 齢	使用年数	備	考
0~14歳	1 年	「フォームカバー(義足用)」については、左記使用年数にかか	使用年数は、年齢による
		わらず6月とすること。	児童の特殊性を考慮して
15~17歳	1年6月	1 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」については、左	定めたものであるが、使
		記使用年数にかかわらず1年とすること。	用年数以内の故障に際し
		2 「フォームカバー(義足用)」については、左記使用年数に	ては、小部品の取替えに
		かかわらず6月とすること。	より修理又は調整を行う
			こと。

## 備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

# (3) 装 具

区 分	名	称	基本構造	使用材料・部 品及び工作法	価 格	備考
5.肝肝.目	股 装	Ħ	骨盤から大腿下部に及ぶもの	アの基本工作	マッ 松 利 豆 八	
「似表共	放 表	六	A 金属枠	法により、エ		
			骨盤部が金属枠で作られているもの。			
			の。S型支柱のものも含まれるこ	な材料・部品		
			D 755 W			
			B 硬 性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによ		料・部品の価格なる第1を	
			ってモールドされたもの。補強用の	•		
			支柱付きのものを基本とすること。	TF 9 Q C C o	はこりること。	
			1 不燃性セルロイド		<b>∠</b> ∘	
			2 皮革			
			3 プラスチック			
			C 軟 性			
			布を主材料としたもの			
	<u></u>	股				障害児に限る。
	九		下肢に及ぶものを基本とすること。			停音がに限る。
	加工	六	A リーメンビューゲル型 (パブリッ			
			ク帯)			
			布又は皮革の帯によって股関節を			
			屈曲位に保つもの			
			B フォンローゼン型			
			三本の金属板の組合せで、股関節			
			を開排位に保つもの			
			C バチェラー型			
			* 一			
			支柱でつなぎ、股関節を外転、内			
			旋、屈曲位に保つもの			
			D ローレンツ型			
			トレス B関節を開排位に固定保持するも			
			0			
			E ランゲ型			
			股関節を外転位、軽度屈曲位、強			
			い内旋位に固定保持するもの			
	内反足装	長具	A 短下肢装具型			障害児に限る。
		-	下腿の上部から足底に及ぶもの。			外反足装具もこれに
			詳細は、短下肢装具に準ずるこ			準ずること。
			٤.			
			B 靴型装具型			

<b>-</b>	
	詳細は、靴型装具に準ずること。
	C デニスブラウン副子
	両側の足部を横棒によって結ぶも
	$\mathcal{O}_{\circ}$
	1 足底板型
	アルミニウムにフェルトの内張
	りをしたものを基本とすること。
	2 足部おおい型
E TILVE	113237
長下肢装具	大腿上部より足底に及ぶもの
	A 両側支柱
	下肢の長軸に沿って内外の両側に
	金属の支柱をもち、大腿部と下腿部
	においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ
	以上の金属の半月をもつもの
	1 高力アルミニウム合金
	2 鋼
	B 片側支柱
	下肢の長軸に沿って内外のどちら
	か一方に金属の支柱をもつもの
	1 高力アルミニウム合金
	2 鋼
	C 硬性
	陽性モデルを用いてモールドされ
	たもの。内外の両側に金属の支柱と
	両支柱を結ぶ金属の半月で補強され
	ているものを基本とすること。
	1 不燃性セルロイド
	2 皮 革
	3 プラスチック
	D X脚又はO脚(障害児に限る。)
膝 装 具	大腿から下腿に及ぶもの
	A 両側支柱
	A 両関文任 内外側に金属支柱をもち、両支柱
	を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿
	部でそれぞれ一つ以上もつもの
	B 硬 性
	陽性モデルを用いてモールドされ
	たもの。金属支柱付きのもの及び
	平ばねの入ったものも含まれる
	と。

- 1 不燃性セルロイド
- 2 皮革
- 3 プラスチック
- C スウェーデン式
- D 軟性

布を主材料としたもの

#### 短下肢装具

下肢上部より足底に及ぶもの

#### A 両側支柱

下腿の長軸に沿って内外の両側に 金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ 一つ以上の金属の半月をもつもの

- 1 高力アルミニウム合金
- 2 鋼
- B 片側支柱

下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの

- 1 高力アルミニウム合金
- 2 鋼
- C S型支柱

下腿の周囲をらせん状に走る金属 の支柱をもつもの

- 1 高力アルミニウム合金
- 2 鋼
- D 鋼線支柱

下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。

#### E 板ばね

下腿の後方に長軸に沿って走る金 属又はプラスチックのばねをもつも の。ばねの上端は、金属又はプラス チックの半月につながるものとする こと。

#### F 硬性

陽性モデルを用いてモールドされ たもの(材料は不燃性セルロイド、 プラスチック、皮革等)

1 支柱付き

金属の支柱と半月によって補強

顆上部型プラスチック短下肢装具(NY U型)及びS型プラ スチック短下肢装具 は、硬性短下肢装具 (支柱付き)に含ま れること。

		されたもの
		2 支柱なし
		金属支柱のないもの
		G 軟 性
		ゴムひもを用いて足関節を背屈位
	w /	に保つもの
	ツイスター	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又
		は鋼製ケーブルによって結び、下肢の
		内外旋を制御するもの
		A 軟 性
		布ひも又はゴムひもを用いたもの
		B 鋼製ケーブル
		鋼製ケーブルを用いたもの
	足底装具	足部に対する装具であって、靴型装
		具以外のもの
		A アーチサポート (ふまず支え)
		足の縦アーチを支えるもので、中
		足支えを含むものを基本とするこ
		と。
		1 陽性モデルを用いてモールドさ
		れたもの
		2 採寸によって製作されたもの
		B メタターサルサポート(中足支
		え)足の中足アーチを支えるもの
		C 補 高
		1 2 c m未満
		2 2 c m以上
		D 内側及び外側楔
靴型装具		医師の処方に基づき、変形の矯正、
		圧力分散による疼痛除去等の特定の目
		的のために、足部に適合させた靴。靴
		型を基に製作し、アッパーの付いたも
		Ø
		A 長 靴

踵骨棘用装具は、補 高に含まれること。 スピッツイ及びトム ゼンライン (ふまず

支え) は、A-2に 含まれること。

ランゲ(ふまず支 え)は、A-2に含 まれること。

# 靴型装具の要素

- ・整形靴 (陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの)
- ~・矯正靴 (内・外

_	1	
		下腿の上部に及ぶもの
		B 半長靴 (編上靴)
		側革が果部より高いもの
		C チャッカ靴
		側革が果部に及ぶもの
		D 短 靴
		側革が果部より低いもの
体幹装具	頸椎装具	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本と
		すること。
		A 金属枠
		B 硬 性 (スポンジラバーを含
		む。)
		陽性モデルを用いてモールドされ
		たもの
		1 不燃性セルロイド
		2 皮 革
		3 プラスチック
		C カラー
		1 あご受けのあるもの
		2 あご受けのないもの
		  D 斜頸矯正用枕(障害児に限る。)
	胸椎装具	骨盤から胸背部に及ぶもの
		  A 金属枠
		  B 硬 性(頸椎装具に準ずる。)
		C 軟 性
	腰椎装具	骨盤から腰部に及ぶもの
		A 金属枠
		B 硬 性(頸椎装具に準ずる。)
		C 軟 性
	仙腸装具	骨盤を含むもの
		A 金属枠
		B 硬 性(頸椎装具に準ずる。)
		C 軟 性
		たもの
		D 骨盤帯
		骨盤を帯状に一周するもの
I		

反足の矯正用)

高さ調整は、カラー の場合には適用しな いこと。

ナイトブレイスは、 金属枠腰椎装具に含 まれること。

ウイリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。

オスグッドブレイ ス、コールドウェイ トブレスは、金属枠 仙腸装具に含まれる こと。

		1 芯のあるもの
		2 芯のないもの
	側弯症装具	2 心のないもの     脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原
	网与准衣云	関として24時間の連続装着しうるも
		別として2年時間の建航表者してある。 のであること。
		A ミルウォーキー型
		骨盤から頭部に及ぶもの
		B 頭部に及ばないもの
		1 金属枠
		2 硬 性(仙腸装具に準ずる。)
		3 軟 性(帯状のものを含む。)
上肢装具	肩 装 具	肩関節を外転位に保持するもので、
		骨盤から前腕に及ぶものを基本とする
		こと。
		A 金属枠
		体幹の部分が金属枠のもの
		B硬性
		陽性モデルによってモールドされ
		たもの。金属支柱により補強され
		たものも含まれること。
		1 不燃性セルロイド
		2 皮 革
		3 プラスチック
		  C 分娩麻痺用(障害児に限る。)
	肘 装 具	上腕から前腕に及ぶもの
		A 両側支柱
		両側に金属支柱をもち、金属の半
		月をもつもの
		  B 硬 性
		   陽性モデルを用いてモールドされ
		たもの。金属支柱により補強された
		ものも含まれること。
		1 不燃性セルロイド
		2 皮 革
		2 及 単
		C 軟性
	手関節背屈保	
	持装具	を背屈位に保持するもの
	111 秋六	を自屈位に保持するもの A バネル型
		A ハイル室   前腕部と手部を板ばねによって結
		ぶもの

	B トーマス型
	ゴムによって手関節を背屈位に、
	母指を外転位に保つもの
	C オッペンハイマー型
	鋼線を主材料として、手関節背
	屈、MP伸展、母指外転位をとら
	せるもの
	D 硬 性
	1 不燃性セルロイド
	2 皮 革
	3 プラスチック
長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節
	を背屈位に保持し、母指を対立位に保
	つもの。高力アルミニウム合金等にフ
	ェルトの内張りした構造を基本とする
	こと。
短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アル
	ミニウム合金等にフェルトの内張りし
	た構造を基本とすること。
把持装具	前腕から手部に及ぶもので、母指と
	示中指間におけるつまみを可能にする
	  もの。通常は高力アルミニウム合金等
	にフェルトの内張りしたものを基本と
	するが、プラスチックを主材料とした
	ものも含まれること。
	A 手関節駆動式
	手関節の運動によってつまみを可
	能にするもの
	B ハーネス駆動式
	ハーネスを力源とするもの
MP屈曲補助	手部から示指より小指の基節に及ぶ
	もので、MP関節を屈曲又は伸展させ
ルベンダー)	
及びMP伸展	
	ゴムを用いるもの
	B プラスチック
ダー)	C 軟性
	PIP及びDIP関節を伸展位又は
	屈曲位、あるいは内外反位に保持する
ダー及び指用	
逆ナックルベ	
世ノツクルへ	

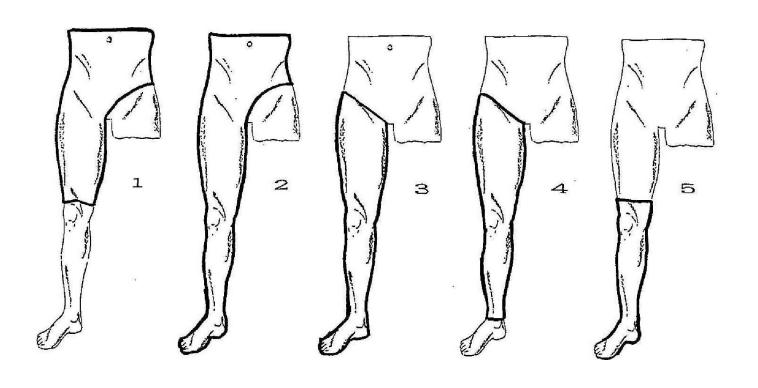
ンダー)			
B F O	前腕を平衡をとった状態で支え、ボ		付属品として車椅子
(食事動作補	ールベアリングを利用してわずかな力		を加えることができ
助器)	で運動を可能にしたもの		ること。

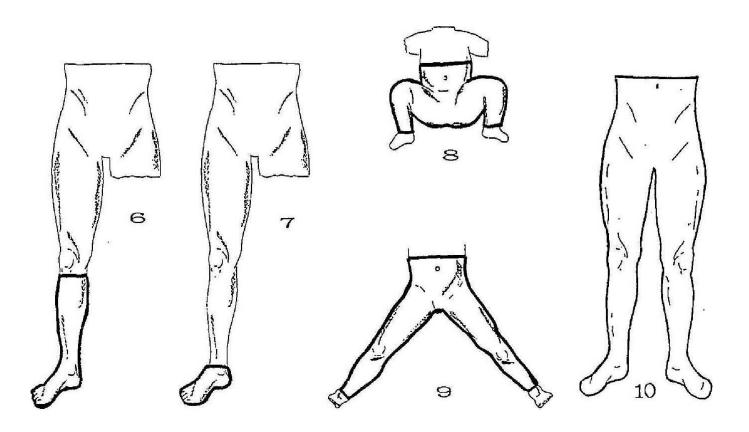
## ア 基本工作法

	工程	作業の内容
(ア)	患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の
		観察及び特長の把握
(1)	採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の
		作成
(ウ)	採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(工)	陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ)	組立て	陽性モデルにデザインの記入(アライメント)
		フレーム:曲げ加工、組立て及び調整
		モールド:プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整
		筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及
		び各部の結合
(カ)	仮合わせ(中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試
		し使用及び仕上げ
(キ)	仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の
	Lia	取付け及び仕上げ
(ク)	適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

# イ 採型区分

# A 下肢装具

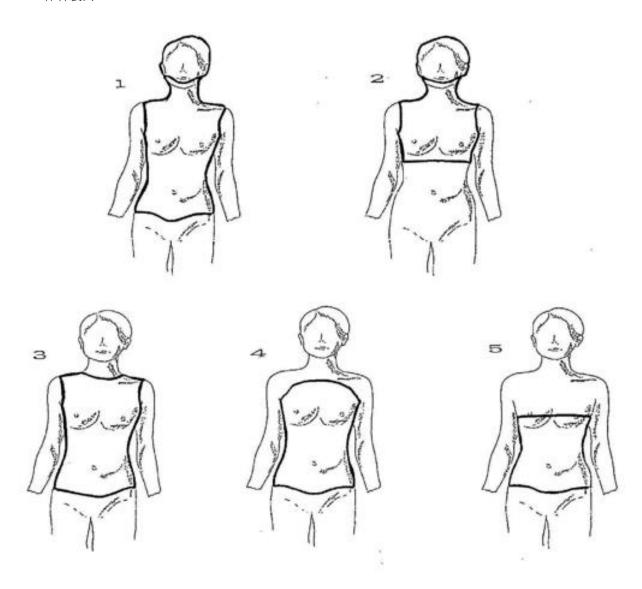




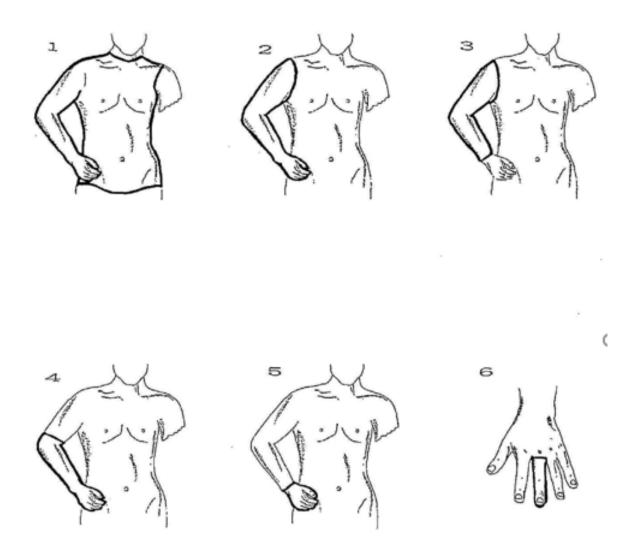
# B 靴型装具



# C 体幹装具



# D 上肢装具



#### ウ 基本価格

名 称	採型区分	価	格	備	考
			円		
		採型	採寸		
下肢装具用	A - 1	26, 300	8, 050		
	A - 2	40, 500	15, 800		
	A - 3	29, 800	15, 200		
	A - 4	19, 200	7, 700		
	A - 5	17, 600	7, 450		
	A - 6	16, 000	7, 300		
	A - 7	11, 600	6, 300		
	A - 8	22, 300	7, 950		
	A - 9	24, 000	8, 050		
	A - 10	50, 800	14, 800		
靴型装具用	В — 1	16, 000	7, 300		
	В — 2	11,600	6, 300		
体幹装具用	C - 1	30, 900	8, 450		
	C - 2	24, 100	7, 800		
	C - 3				
	(金属枠、硬性)	23, 600	7, 300		
	(軟性)	7, 300	7, 300		
	C - 4				
	(金属枠、硬性)	20, 200	7, 150		
	(軟性)	7, 200	7, 150		
	C - 5				
	(金属枠、硬性)	17, 800	6, 950		
	(軟性、骨盤帯)	6, 950	6, 950		
上肢装具用	D - 1	32, 200	8, 550		
	D - 2	17, 500	7, 450		
	D - 3	15, 900	7, 200		
	D - 4	14, 100	7,000		
	D - 5	11, 300	6, 400		
	D - 6	8, 500	4, 550		
(24-)					

- 1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 2 補高足部 (脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。) を使用する場合は、33,700円増しとすること。
- 3 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 4 補高足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。
- 5 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に 掲げる額(複数に該当する場合、それらの合計額)を加算できること。

- (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 17,100円
- (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,900円
- (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,350円

### エ 製作要素価格

### (ア) 下肢装具

a 継 手

名	称	種	類	価 格	備	考
				円		
股約	継手	固 定	式	6, 200		
		遊動	式	7, 350		
膝	継手	固 定	式	6, 050		
(片	側)	遊動	式	6,600		
		プラスチョ	ック継手	14, 000		
足糸	継手	固 定	式	5, 100		
(片	側)	遊動	式	6,000		
		プラスチュ	ック継手	10, 400		

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手(継手部分として独立した形状を有するものに限る。)の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

#### b 支持部

名 称	種類類	価 格	備考
		円	
大腿支持部	A 半月	4, 550	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7, 900	
	2 大腿コルセット	15, 700	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	25, 700	
	2 熱可塑性樹脂	10, 600	
下腿支持部	A 半月	4, 350	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	6, 700	
	2 下腿コルセット	12, 200	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	23, 900	
	2 熱可塑性樹脂	9,000	
足 部	A あぶみ	2, 450	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。
	B 足部		足底装具は、Bの足部に準ずること。
	1 皮革等		
	大	13, 600	
	小	7, 100	
	2 モールド(熱硬化性樹脂)	14, 100	
	3 モールド(熱可塑性樹脂)	7,800	
	C 標準靴	830	標準靴は、完成用部品を加えることができること。

- 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。
- 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、21,200円増しとすること。
- 4 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,500円増しとすること。
- 5 足板の補強を行った場合は、9,600円増しとすること。
- 6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができることとし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。
  - (1) 大腿支持部 54,000円
  - (2) 下腿支持部 54,100円
  - (3) 足部のモールド 39,300円

### c その他の加算要素

名称	種	類	価	格	備	考
膝サポーター	軟性(5	友柱付き)		円 16, 100		
	軟 性(5	友柱なし)		7, 400		
キャリパー				18,600		
ツイスター	軟 性			5, 350		
	鋼製ケース	ブル		3, 250		
デニスブラウン				2,550		
膝当て				4, 400		
T・Yストラップ				5,050		
スタビライザー				17, 200		
ターンバックル				5,700		
ダイヤルロック				8, 250	ファンロックは、ダイヤ	ルロックに含まれること。
伸展・屈曲補助装置				4, 450	バネ式又はゴム式を含む	ものであること。
補高足部				48, 700		
足底裏革 (すべり止め用)				1,850		
高さ調整				3,600		
内張り	大腿部			2,050		
	下腿部			1,650		
	足 部			1, 250		

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
- 5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 6 補高足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。
- 9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。

## d 先天股脱装具用の加算要素

名	称	種	類	価	格	備	考
					円		
リーメンビ フォンロー	゛ューゲル				10,000		
フォンロー	ゼン型				14, 200		
バチェラー					29, 800		
ローレンツ	.型	A モールド			16, 100		
		B モールド	フレーム				
		1 固定	式		24, 500		
		2 調節	式		26, 300		
ランゲ型					36, 300		

## (注)

継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。

### (イ) 靴型装具

### a 製作要素

### (a) 患足

名	称	種類	価 格 円	備	考
短	靴	整形靴	41, 500		
		特殊靴	51, 400		
チャッ	ッカ 靴	整 形 靴	42, 900		
		特殊靴	53, 500		
半县	曼 靴	整形靴	44, 200		
		特殊靴	55, 500		
長	靴	整形靴	47, 000		
		特殊靴	61, 300		

### (注)

- 1 靴型装具は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとすること。
- 3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとすること。
- 4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
- 5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができること。

#### (b) 健足

名	称	価 格 円	備	考
短	靴	25, 700		
チャゞ	ッカ 靴	26, 600		
半月	<b>曼</b> 靴	27, 600		
長	靴	29, 500		

- 1 右又は左の一側が健足である場合に加えることができること。
- 2 オの完成用部品を加えることができないこと。
- 3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

## b 付属品等の加算要素

D 们属吅守(/)加		/m² 16	144-	مد
名称	種類	価格 四	備	考
月型の延長		<u></u> 円 4, 250		
スチールバネ入り		5, 350	足底より近位へ延長する	担今に限ること
トウボックス補強		2, 600	た風より近世、延及りる	物口に取ること。
鉛板の挿入		2,700		
足背バンド		2, 200		
マジックバンド (裏付き)		1, 500	3個を超える場合の超え	ス分1個当たりレオス
「マック/No in (表的で)		1, 500	る個を超える場合の超え	. 切力 1 個目にりとりの
補高	敷き革式	7, 550	C c mを超える場	  全は - 超ラス部分につ
111111111	放と手以	1, 550	き2 c m単位で 1,600円	
	靴の補高	3, 500	補高が2cmを超える場	
	<b>売</b> [[本]] 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3, 300	き2 c m単位で 1,050円	
ヒールの補正	トルクヒール	5, 950	C 2 c m + E c 1, 000   1	27477 0 0 0 0
C // 0/ III III	ウェッジヒール	3, 500		
	カットオフヒール	3, 300		
	キールヒール			
	サッチヒール			
	トーマスヒール			
	逆トーマスヒール			
	フレアヒール			
	階段状ヒール			
足底の補正	内側ソール・ウェッジ	4, 550		
	外側ソール・ウェッジ			
	デンバーバー	3, 500		
	トーマスバー			
	メイト一半月バー			
	メタターサルバー			
	ハウザーバー			
	ロッカーバー			
	蝶型踏み返し			

## (ウ) 体幹装具

### a 支持部

名	称	種	類	価	格 円	備	考
頸椎之	支持部	A モールド (熱電	丁塑性樹脂)			モールドのサンドイッチ	- 構造は、18,500円増しと
		1 支柱付き			39,800	すること。	

	2 支柱なし	30, 700	
	B フレーム	29, 700	
	C カラー		
	1 あご受けあり	14, 300	
	2 あご受けなし	11,500	
胸椎支持部	A モールド (熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、15,000円増しと
	1 支柱付き	40, 200	すること。
	2 支柱なし	29, 300	
	B フレーム	41,700	
	C 軟 性	24, 500	
腰椎支持部	A モールド (熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、11,300円増しと
	1 支柱付き	26, 900	すること。
	2 支柱なし	19, 900	
	B フレーム	33, 700	
	C 軟 性	19, 100	
仙腸支持部	A モールド (熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、9,750円増しとす
	1 支柱付き	21, 700	ること。
	2 支柱なし	15, 900	
	B フレーム	29, 400	
	C 軟 性	17, 100	
	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	16,600	
	2 芯のないもの	10, 900	
骨盤支持部	A 皮 革 (補強材を含む。)	43, 200	側弯症装具の場合に限ること。
	B モールド (熱可塑性樹脂)	31,000	モールドのサンドイッチ構造は、21,400円増しと
	ペルビックガードル		すること。

# b その他の加算要素

名称	種	類	価	格円	備	考
体幹装具付属	品高さ調整			3,600		
	ターンバックル式			5, 650		
	腰部継手			6, 150		
	バタフライ			9, 750		
	肩バンド			3, 100		
	会陰ひも			2, 250		
	腹圧強化バンド			3, 100		
側弯症装具付属	品 胸椎パッド			5, 550		
	腰椎パッド			5, 050		
	ショルダーリング			15, 400		

			腋窩パッド	4, 050	
			アウトリガー	3,000	
			前方支柱	12, 300	
			後方支柱	13, 800	
			側方支柱	5, 500	
			ネックリング	2, 250	
			胸郭バンド(プラスチック製)	17, 900	
内	張	り	頸椎支持部	3, 300	
			胸椎支持部	4, 100	
			腰椎支持部	3, 700	
			仙腸支持部	2, 200	

- 1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。
- 2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。

## (エ) 上肢装具

## a 継 手

名称	種類	価 格	備考	
		円		
肩 継 手	A 固 定 式 (片側)	6, 100		
	B 遊 動 式 (片側)	9, 550		
	C 肩回旋装置	21, 500		
肘 継 手	A 固 定 式	4, 350		
(片 側)	B 遊 動 式	4, 350		
	C プラスチック継手	11, 300		
手 継 手	A 固 定 式	3,600		
(片 側)	B 遊 動 式	7, 150		
	C プラスチック継手	10,000		
	D 鋼線支柱	6, 750		
MP継手	A 固 定 式	4, 400		
	B 遊 動 式	4, 850		
IP継手	A 固 定 式			
	1 金属 (アルミニウム)	2,700		
	2 モールド(熱可塑性樹脂)	2, 150		
	B 遊 動 式	3, 650		
	C 鋼線支柱	1,900		

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。

## b 支持部

		I				Ι	
名	称	種	類	価	格 円	備	考
胸郭	支 持 部	A モールド	 (熱可塑性樹脂)		14, 600		
(半	身)	B フレーム			9,800		
骨 盤 :	支 持 部	A モールド	(熱可塑性樹脂)		16, 100		
(半	身)	B フレーム			15, 900		
上腕	支 持 部	A 半月			4, 050		
		B 皮革等					
		1 カフバン	ンド		5, 700		
		2 上腕コノ	レセット		9, 350		
		C モールド	(熱可塑性樹脂)		8,800	モールドのサンドイッチ	構造は、7,000円増しと
						すること。	
前腕	支 持 部	A 半月			4, 200		
		B 皮革等					
		1 カフバン	ンド		5,800		
		2 前腕コノ	レセット		7, 500		
		C モールド	(熱可塑性樹脂)		8, 400	モールドのサンドイッチ	構造は、7,250円増しと
						すること。	
手部背值	側パッド	A モールド			2,500		
		B フレーム			2, 400		
手掌/	パッド	A モールド			3, 900		
		B フレーム			4, 550		
(20.2.)							

## (注)

半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。

### c その他の加算要素

名称	種類	価 格	備	考
			<b>ч</b>	
基節骨パッド	モールド	2, 7	50 価格は、背側若しくは掌側又は	はその両方を1単位とすること。
	フレーム	4, 0	00	
中・末節骨パッド	モールド	2, 3	50 価格は、背側若しくは掌側又は	はその両方を1単位とすること。
	フレーム	1,8	50	
対立バー		5, 3	50	
Cバー		4, 1	00	
アウトリガー		2, 6	00	
伸展・屈曲補助バ	ネ	2, 6	50 価格は、1か所当たりとするこ	- Ł.
肘当て		3, 5	00	
ターンバックル		5, 7	00	
ダイヤルロック		8, 2	50	
内張り	上腕部	1, 2	50	
	前腕部	1, 1	00	
	手 部	9	70	

## (注)

- 1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。
- 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
- 3 内張りは、モールドの場合に限ること。

## 才 完成用部品

商品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

# カー耐用年数

## (ア) 装具本体

区分	名 称	型式	耐用年数	備考
			年	
下肢装具	股 装 具	金属枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原
		硬性	3	則として修理又は調整を行うこと。
		軟性	2	
	長下肢装具		3	
	膝 装 具	両側支柱	3	
		硬性	3	
		スウェーデン式	2	
		軟性	2	
	短下肢装具	両 側 支 柱	3	
		片側支柱	3	
		S型支柱	3	
		鋼線支柱	3	
		板ばね	3	
		硬 性 (支柱あり)	3	
		硬 性 (支柱なし)	1. 5	
		軟性	2	
	ツイスター	軟性	2	
		鋼   索	3	
	足底装具		1. 5	
靴型装具			1. 5	
体幹装具	頸椎装具	金 属 枠	3	
		硬性	2	
		カラー	2	
	胸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟性	1. 5	
	腰椎装具	金属枠	3	
		硬性	2	
		軟性	1. 5	
	仙 腸 装 具	金属枠	3	
		硬 性	2	
		軟性	1. 5	
		骨盤帯	2	
	側弯症装具	ミルウォーキー型	2	
		金属枠	2	
		硬性	1	

		軟	性	1
上肢装具	肩 装 具			3
	肘 装 具	両 側 支	柱	3
		硬	性	3
		軟	性	2
	手関節背屈保			3
	持装具			
	長対立装具			3
	短対立装具			3
	把 持 装 具			3
	MP屈曲補助			3
	装具			
	MP伸展補助			3
	装具			
	指 装 具			3
	B F O			3

## (イ) 完成用部品

	材料・部品名	耐用年数年	備	考
継	手 類	1. 5	耐用年数以内の故障に際しては、	原則として小部品の取替えにより修理又
手	部	1. 5	は調整を行うこと。	
足	部	1		
その	)他の小部品(消耗品)	1		

## キ 使用年数

年 齢	使用年数	備	考
0 歳 1~2歳 3~5歳 6~14歳	4 月 6 月 10 月 1 年		使用年数は、年齢による 児童の特殊性を考慮して 定めたものであるが、使 用年数以内の故障に際し ては、原則として小部品 の取替えにより修理又は
15~17歳	1年6月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 装具本体のうち「側弯症装具」の「硬性」及び「軟性」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」	調整を行うこと。

## 備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

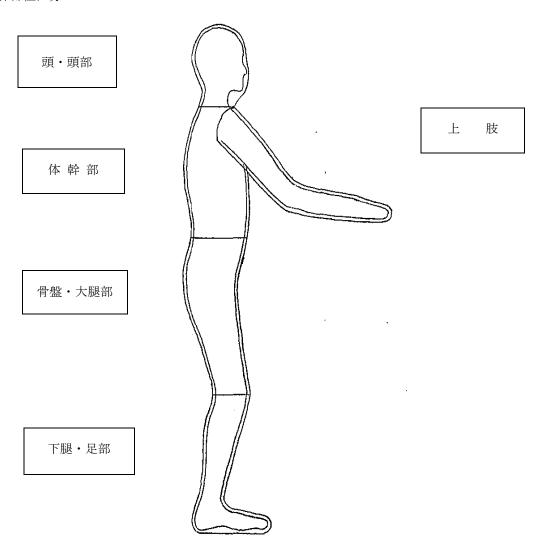
## (4) 座位保持装置

種目	使用要素・部品及び工作法	価 格	耐用年数年	備考
座	座位保持装置として製作されるものについては、機能障	イの身体部位区分	3	耐用年数以
位	害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有	に従いウにより算定		内の破損及び
保	する装置を含むものであること。	した基本価格に、エ		故障に際して
持	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な要	及び才のそれぞれ使		は、原則とし
装	素・部品を組み合わせて製作すること。	用する要素・部品の		て修理又は調
置	成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。	価格を合算した価格		整を行うこ
	過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。	とすること。		と。

## ア 基本工作法

工程	作業の内容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握
	並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修
	正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ (中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

## イ 身体部位区分



## ウ 基本価格

	価	 格 円	/#*	+*
身 体 部 位			備	考
	採寸	採型		
頭 • 頸 部	3, 350	5, 600		
上 肢 (片側)	1,650	3, 950		
体 幹 部	14, 400	26, 600		
骨盤・大腿部	14, 400	26, 600		
下腿・足部(片側)	1,950			

(注)

身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせて基本価格とすること。

#### 工 製作要素価格

### (ア) 支持部

部 位	名称	価格円	備    考
頭部	頭部支え	9, 050	
上肢	上肢支え(片側)	3, 500	
	前腕・手部支え(片側)	3, 900	
体幹部	平面形状型	7, 050	
	モールド型	49, 900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	14, 500	
骨盤・大腿部	平面形状型	7, 050	
	モールド型	49, 900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	14, 500	
下腿部	下腿支え(片側)	2,600	
足部	足台(片側)	2, 650	

### (注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,250円加算できること。

### (イ) 支持部の連結

名称	種類	価格 円	備	考
固 定	頸部	3, 350		
	腰部 (片側)	2, 500		
	膝部 (片側)			
	足部 (片側)			
遊動	腰部 (片側)	3, 600		
	膝部 (片側)			
	足部 (片側)			
角度調整用部品	機械式	9, 350		
	ガス圧式	10, 700		
	電動式	72, 200		

- 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。
- 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。
- 3 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。
- 4 別表2の(1)又は(3)の各才に掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装

### (ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格	備	考
	円		
木材・金属	53, 400		

### (注)

- 1 ティルト機構を付加する場合は、5,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 2 昇降機構を付加する場合は、7,950円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、別表2の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、別表3の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

### (エ) 付属品

名	称	種	類	価	格 円	備	考
カットアウト	テーブル				14, 000	表面クッション張りは4.	, 200円加算できること。
上肢保持部品	ı	アームレスト	(片側)		4, 200		
		肘パッド(片	側)		2,700		
		縦型グリップ	(片側)		3, 300		
		横型グリップ	(片側)				
体幹保持部品	ı	肩パッド(片	側)		4, 250		
		胸パッド			4, 750		
		胸受けロール			6, 500		
		体幹パッド(	片側)		3,650		
		腰部パッド			4, 300		
骨盤保持部品	ı	骨盤パッド(	片側)		2,650		
		臀部パッド			4, 400		
下肢保持部品	ı	内転防止パッ	ド		4, 750		
		外転防止パッ	ド(片側)		2,700		
		膝パッド(片	側)		4,050		
		下腿保持パッ	ド (片側)				
		足部保持パッ	ド(片側)		3, 050		
ベルト部品		肩ベルト(片	側)		2, 350		
		腕ベルト(片	則)		2,000		

		√ト(片側)		
	胸ベルト		4, 100	
	骨盤ベル		2, 200	
	股ベルト		4, 400	
			2, 200	
	膝ベルト (片側) 下腿ベルト (片側)		_,_ ,	
		・ト (片側)		
支持部カバー	頭部		2, 850	脱着式は3,300円加算できること。
	上肢(片	-側)	1, 550	
	体幹部	平面形状型	3, 250	
		モールド型	9, 700	
		シート張り調節型	3, 900	
	骨盤・	平面形状型	3, 250	
	大腿部	モールド型	9, 700	
		シート張り調節型	3, 900	
	下腿部	(片側)	1,550	
	足部(片側)		1,550	
内張り	アームレ	イスト (片側)	1, 750	
	テーブル	/	4, 200	
体圧分散補助素材	頭部		3, 800	
	上肢(片	一側)	1, 900	
	体幹部		8, 750	
	骨盤・大	に腿部	8, 750	
	下腿部	(片側)	1, 900	
	足部(片	一側)		
キャスター			1, 550	多機能キャスターは930円加算できること。
その他	介助用ク	リップ (片側)	3, 050	
	ストッパ	<u></u>	4, 450	
	高さ調整	医用台座	19, 200	

- 1 各種類1個(本)当たりの額とすること。
- 2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

### (才) 調節機構

名称	種類	価 格	備	考
	marrie land I at I to I to	円		
高	頭部支持部	3, 250		
さ	体幹支持部			
調	骨盤・大腿支持部			
節	足部支持部 (片側)	2, 050		
	アームレスト(片側)			
前	頭部支持部	3, 300		
後	骨盤・大腿支持部			
調	足部支持部 (片側)	2,000		
節				
角	頭部支持部	3,800		
度	テーブル	8, 050		
調				
節				
脱	体幹パッド(片側)	2, 550		
着	骨盤パッド(片側)			
機	膝パッド (片側)			
構	アームレスト(片側)			
	内転防止パッド	7, 100		
開	アームレスト (片側)	2, 550		
閉	足部支持部 (片側)			
機				
構				
11.1	1	<u> </u>		

### (注)

- 1 それぞれを1単位とすること。
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

### 才 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

### 備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

# (5) その他

種目	名 称	基本構造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備  考
5 視 覚 障 害 者 安全つえ	普 通 用	主体一繊維複合材料 石突一耐摩耗性合成樹脂 取は高力アルミニウム合金 外装一白色又は黄色の塗 装若しくは加工	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3, 550	2	<ol> <li>夜光装置</li> <li>(1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。</li> <li>(2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。</li> </ol>
		形状一直式 主体一木材 その他は上と同じ。 主体一軽金属	上と同じ。 上と同じ。 上と同じ。	1,650 2,200	5	(3) フラッシュラ イト付とした場 合は1,650円増 しとすること。
	携帯用	その他は上と同じ。 主体一繊維複合材料 石突及び外装 一普通用と同じ。 形状一折たたみ式若し く はスライド式。	上と同じ。	4, 400	2	<ul><li>2 ベル付とした 場合は1,650円 増しとすること。</li><li>3 主体木材でポリカーボネート 樹脂被覆付とし</li></ul>
		主体一木材その他は上と同じ。主体一軽金属	上と同じ。	3, 700 3, 550	4	た場合は 1,450 円増しとするこ と。
	身体支持併用	その他は上と同じ。 主体一軽金属 石突一ゴム又は普通用 と同じ。 外装一普通用と同じ。 形状一直式又は折りた たみ式若しくは スライド式。	上と同じ。	3, 800	4	<ul><li>4 ゴムグリップ 付とした場合は 660円増しとすること。</li></ul>
6 義 眼	F	主材料―プラスチック 又はガラス 既製品 主材料―上と同じ。 特殊加工を施したも		17, 000 82, 500	2	
	1	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で				

7	矯 正 用			17, 600	4	価格はレンズ2枚
眼 鏡		ラスチック 6 D以上		20, 200		1組のものとし、
(コンタ		又はガラス 100未				枠を含むものであ
クトレン		満				ること。
ズを含		100以		24, 000		乱視を含む場合は
む。)		上				片眼又は両眼にか
		20 D未				かわらず、4,200円
		満				増しとすること。
		200以		24, 000		遮光用としての機
		上				能が必要な場合
						は、30,000円とす
						ること。
						Ψ = <b>Ξ</b> <sup>0</sup>
	\	> 11361 > 2 1 3/2 16				
	遮 光 用	主材料は上前掛式		21, 500		
		と同じ掛けめが		30, 000		
		ね				
		式				
	コンタクト	主材料―プラスチック		15, 400		価格はレンズ1枚
	レンズ					のものであるこ
						と。
	弱視用	掛けめがね式		36, 700		高倍率(3倍率以
						上)の主鏡を必要
						とする場合は、
						21,800円増しとす
						る。
		焦点調整式		17, 900		
8	標準型	A 32マス18行、両面		A 10, 400	7	価格は点筆を含む
点字器		書	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	110, 100	•	ものであること。
点 于 命				D C C00		800 C00 2 C 2 .
		真鍮板製		В 6,600		
		B 32マス18行、両面				
		書				
		プラスチック製				
	携帯用	A 32マス4行、片面書	点筆	A 7, 200	5	
		アルミニウム製				
		B 32マス4行、片面書		B 1,650		
		プラスチック製				
9	高度難聴用	次のいずれかを満たす	電池	41,600	5	価格は電池、骨導
補 聴 器	ポケット型	もの。	イヤモールド			レシーバー又はへ
		① JIS C 5512				レシーバー又はへ ッドバンドを含む
1		4	ı			

	T			
	-2000 による。			ものであること。
高度難聴用	90デシベル最大出力音		43, 900	身体の障害の状況
耳かけ型	圧のピーク値の表示値			により、イヤモー
1 1 1 1 1	が140デシベル未満のも			ルドを必要とする
	の。 90デシベル最			場合は、修理基準
	大出力音圧のピーク値			の表に掲げる交換
	が 125デシベル以上に			の額の範囲内で必
	及ぶ場合は出力制限装			要な額を加算する
	置を付けること。			こと。
	② JIS C 5512			ダンパー入りフッ
	-2015による。			クとした場合は、
	90デシベル入力最大出			240円増しとする
	力音圧レベルの最大値			こと。
	(ピーク)の公称値が			平面レンズを必要
	130デシベル未満のも			とする場合は、修
	の。			理基準の表に掲げ
	90デシベル入力最大出			る交換の額の範囲
	力音圧レベルの最大値			内で必要な額を、
	(ピーク)の公称値が			また、矯正用レン
	120デシベル以上に及ぶ			ズ又は遮光矯正用
	場合は出力制限装置を			レンズを必要とす
	つけること。			る場合は、眼鏡の
重度難聴用	次のいずれかを満たす	電池	55, 800	修理基準の表に掲
ポケット型	もの。	イヤモールド		げる交換の額の範
	① JIS C 5512-			囲内で必要な額を
	2000による。			加算すること。
	90デシベル最大出音圧			重度難聴用耳かけ
重度難聴用	のピーク値の表示値が		67, 300	型で受信機、オー
耳かけ型	140デシベル以上のも			ディオシュー、ワ
	の。その他は高度難聴			イヤレスマイクを
	用ポケット型及び高度			必要とする場合
	難聴用耳かけ型の①に			は、修理基準の表
	準ずる。			に掲げる交換の額
	② JIS C 5512-			の範囲内で必要な
	2015による。			額を加算するこ
	90デシベル入力最大出			と。
	力音圧レベルの最大値			デジタル式補聴器
	(ピーク) の公称値が			で、補聴器の装用
	130デシベル以上のも			に関し、専門的な
	の。			知識・技能を有す
	その他は高度難聴用ポ			る者による調整が
				. '

	耳あな型 (レディメイド) 耳あな型 (オーダーメイド)	ケット型及び高度難聴 用耳かけ型の②に準ず る。 高度難聴用ポケット型 及び高度難聴用耳かけ 型に準ずる。ただし、 オーダーメイドの出力 制限装置は内蔵型を含 むこと。	電池 イヤモールド 電池	87, 000 137, 000		必要な場合は2,000円を加算すること。
	骨導式ポケット型	I E C 60118 - 9 (1985) による。90デ シベル最大フォースレ ベルの表示値が110デシ ベル 以上のもの。	骨導レシーバー	70, 100		
	骨導式眼鏡 型		電池平面レンズ	120,000		
人工喉頭	笛  式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール 等の管を通じて音源を 口腔内に導き構音化す るもの。	気管カニューレ	5, 000	4	気管カニューレ付 と した 場合 は、 3,100円増しとする こと。
	電 動 式	顎下部等にあてた電動 板を駆動させ、経皮的 に音源を口腔内に導き 構音化するもの。		70, 100	5	価格は、電池又は 充電器を含むもの であること。
11 車 椅 子	普 通 型	式で大車輪が後方にあるもの。	身体の障害の状況により、 クッション、その他の付属 品を必要とする場合は、修 理基準の表に掲げるものを 付属品とする。	100, 000	6	価格は、オーダー メイドによる製品 及びモジュラー方 式による製品(モ ジュールを組み立 てることにより製 作でき、完成後の
		バックサポートの角度 を変えることができる もの。その他は普通型 と同じ。	上と同じ。	120, 000		微調整機能を有するもの。) に適用するものとし、レディメイドによる
	ティルト式 普通型	座席とバックサポート が一定の角度を維持し	上と同じ。	148, 000		製品については、 価格欄の額の75%

	た状態で角度を変える		
	ことができるもの。そ		
	の他は普通型と同じ。		
リクライニ	バックサポートの角度	上と同じ。	173, 000
ング・ティ	を変えることができ、		
ルト式普通	座席とバックサポート		
型	が一定の角度を維持し		
	た状態で角度を変える		
	ことができるもの。そ		
	の他は普通型と同じ。		
手動リフト	座席の高さを変えるこ	上と同じ。	232,000
式普通型	٤		
	ができるもの。		
	その他は普通型と同		
	C.		
前 方	原則として折りたたみ	上と同じ。	100,000
大車輪型	式で前方に大車輪のあ		
	るもの。		
リクライニ	バックサポートの角度		120,000
ング式前方	を変えることができる	上と同じ。	
大車輪型	もの。その他は前方大		
	車輪型と同じ。		
片手駆動型	原則として折りたたみ	上と同じ。	117,000
	式で片側にハンドリム		
	を二重に装着して、片		
	側上肢障害者等が使用		
	できるもの。		
リクライニ	バックサポートの角度	上と同じ。	133, 600
ング式片手	を変えることができる		
駆動型	もの。その他は片手駆		
	動型と同じ。		
レバー駆動	レバー1本で駆動操舵	上と同じ。	160, 500
型	ができ、片側上肢障害		
	者等が使用できるも		
	の。		
手押し型	原則として介助者が押	上と同じ。	
	して駆動するもの。		A
	(折りたたみ式又は非		82, 700
	折りたたみ式)		
·		1	

の範囲内の額とす ること。 でよくそう 褥瘡のある者、 ではくそう 褥瘡の発生の危 険性のある者等が クッションを必要 とする場合は、修 理基準の表に掲げ るクッション等の 額の範囲内で必要 な額を加算するこ と。ただし、フロ テーションパッド (車椅子用) の支 給を受けた者(た だし、耐用年数が 超えている者を除 く。)及び支給の 申請をしている者 については、クッ ションを付属品と しないこと。 体幹筋力の低下等 により、座位保持 装置の完成用部品 (支持部(骨盤・ 大腿部))をクッ ションとして用い る必要がある場合 には、別に定める ところによるもの を加算すること。 身体の障害の状況 により、その他の 付属品を必要とす る場合は、修理基 準の表に掲げる交 換の額の範囲内で 必要な額を加算す

ること。

1		A 1. +++4 ~ 2 ~ 2		D.		
		A 大車輪のあるもの		В		
		B 小車輪だけのもの		81, 000		
		バックサポートの角度	上と同じ。	114, 000		
	ング式手押	を変えることができる				
	し型	もの。その他は手押し				
		型Aと同じ。				
	ティルト式	座席とバックサポート	上と同じ。	128, 000		
	手押し型	が一定の角度を維持し				
		た状態で角度を変える				
		ことができるもの。そ				
		の他は手押し型Aと同				
		じ。				
	リクライニ	バックサポートの角度	上と同じ。	153, 000		
	ング・ティ	を変えることができ、				
	ルト式手押	座席とバックサポート				
	し型	が一定の角度を維持し				
		た状態で角度を変える				
		ことができるもの。そ				
		の他は手押し型Aと同				
		U.				
12	普 通 型	J I S T 9203 -	外部充雷器	314, 000	6	<sup>じょくそう</sup> 褥 瘡のある者、
電動	(4.5Km/h)	2006 , J I S T		011, 000	O	ではくそう
車椅子	(1. 01411/11/		身体の障害の状況により、			険性のある者等が
平 作 1			クッション、その他の付属			クッションを必要
	普 通 型	1 0200 2010(0 & 0)	品を必要とする場合は、修			とする場合は、車
	(6Km/h)		理基準の表に掲げるものを	529, 000		椅子の修理基準の
	(OKIII/ II)		付属品とする。			表に掲げるクッシ
			円)  病中にする。			ョン等及びクッシ
	<b>佐</b> 日 刊	ま状プル電動駆動状果	<b>最新壮黒いりの事材フの如</b>			の額の範囲内で必
	簡易型		電動装置以外の車椅子の部			
			分は支給基準に掲げる額の			要な額を加算する
		た簡便なもの。	範囲内で必要な額を加算す			こと。ただし、フ
		A 切替式	ること。	A		ロテーションパッ
		電動力走行・手動		157, 500		ト (電動車椅子
		力走行を切り替え可				用)の支給を受け
		能なもの。	電動装置以外は、車椅子の			た者(ただし耐用
		B アシスト式	普通型に準ずる	В		年数が超えている
		駆動人力を電動力		212, 500		者は除く。)及び
I		レース分はよファルルプ		1		支給の申請をして
		で補助することが可				
		能なもの。 その他には車椅子の普				いる者についてはクッションを付属

	Т	Г		1 1
	通型に準ずる。			品としないこと。
リクライニ	バックサポートの角度	普通型と同じ。	343, 500	体幹筋力の低下等
ング式普通	を変えることができる			により、座位保持
型	もの。その他は普通型			装置の完成用部品
	と同じ。			(支持部(骨盤・
電動リクラ	電気でバックサポート	上と同じ。	444, 400	大腿部))をクッ
イニング式	の角度を変えることが			ションとして用い
普通型	できるもの。その他は			る必要がある場合
	普通型と同じ。			には、別に定める
電動リフト	電気で座席の高さを変	上と同じ。	725, 100	ところによるもの
式普通型	えることができるも			を加算すること。
	の。その他は普通型と			外部充電器を必要
	同じ。			とせず当該機能を
電動ティル	電気で座席とバックサ	上と同じ	582,600	内蔵する場合は、
ト式普通型	ポートが一定の角度を			30,000円を、外部
	維持した状態で角度を			充電器を必要とす
	変えることができるも			る場合は修理基準
	の。			の表に掲げる交換
	その他は普通型と同			の額の範囲内で必
	じ。			要な額を加算する
電動リクラ	電気でバックサポート	上と同じ。	1, 016, 100	こと。
イニング・	の角度を変えることが			バッテリーの価格
ティルト式	でき、座席とバックサ			は、修理基準の表
普通型	ポートが一定の角度を			に掲げるバッテリ
	維持した状態で角度を			一交換(マイコン
	変えることができるも			内蔵型に係るもの
	の。その他は普通型と			を含む。)の額の
	同じ。			範囲内で必要な額
				を加算すること。
				また、ACサーボ
				モーター式を必要
				とする場合は
				20,000円増しとす
				ること。
				身体の障害の状況
				により、その他の
				付属品を必要とす
				る場合は、電動車
				椅子の修理基準の
				表に掲げる交換の
				額の範囲内で必要

					な額を加算するこ
					と。
13	六 輪 型	前二輪、中二輪、後二	63, 100	5	
歩 行 車		輪の六輪車とし、前輪			
		を自在車輪とするこ			
		と。			
	四 輪 型	前二輪、後二輪の四輪	39, 600		
	(腰掛つき)	車とし、前輪を自在車			
		輪とすること。			
	四輪型	上と同じ。	39, 600		サドル・テーブル
	(腰掛なし)	201700	00,000		付きのもの又は胸
	(192 321 11 07)				郭支持具若しくは
					骨盤支持具付きの
					ものは61,000円増
					しとすること。
					後方支持型のもの
					は21,000円増しと
	→ ±\ ±	→ +	0.4.000		すること。
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪	34, 000		
		車とし、前輪を自在車			
	→ +A ##	輪とすること。	05.000		
	二輪型	前二輪、後固定式の脚	27, 000		
		を有すること。			
	固定型	四脚を有し、使用時に	22, 000		
		持ち上げて移動させる			
		もの。			
	交 互 型	四脚を有し、両二脚を	30,000		
		交互に移動させるも			
		の。			
14	男 性 用	採尿器と蓄尿袋で構成		1	
収 尿 器		し、尿の逆流防止装置			
		をつけるものとする。	A		
		ラテックス製又はゴム	7, 700		
		製			
		A 普通型	В		
		B 簡易型	5, 700		
	女 性 用	A 普通型	Α		簡易型は採尿袋20
		耐久性ゴム製採尿	8, 500		枚を1組とする。
		袋を有するもの。	,		•
ļ		1 11 / - 0 - 10			
		B 簡易型	В		

1							
		<b>⊢</b>	採尿袋導尿ゴム管付				
	人工	回腸	採尿器と蓄尿袋で構成		14, 220		両面粘着シートを
	膀胱	導管	し尿の逆流防止装置を				必要とする場合は
	用	用	つけるものとする(い				修理基準の表に掲
		尿管	ずれも膀胱摘出による		10, 170		げる両面粘着シー
		瘻用	もの。)。				トの額を加算する
							こと。
		簡易	低刺激性の粘着剤を使		11, 300	_	価格は1か所あたり
		型		袋を身体に密着させるもの			の皮膚保護剤及び
			で尿処理用のキャップ				袋を身体に密着さ
			付とする。				せるものを含む月
			ラテックス製又はプラ				額であること。
			スチックフィルム製				
			(膀胱摘出によるも				
			の)				
15			低刺激性の粘着剤を使		8, 600	_	価格は1か所あたり
ストマ用				袋を身体に密着させるもの			の皮膚保護剤及び
装 具			解放型の蓄便袋とす				袋を身体に密着さ
			る。				せるものを含む月
			ラテックス製又はプラ				額であること。
			スチックフィルム製				
16	つ	え	主体-木材(十分な強	夜行材	2, 200	3	夜光材付とした場
歩行補助			度を有するも				合は、410円(全面
つえ			の)				夜光材付とした場
			外装-ニス塗装				合1,200円) 増しと
			主体一軽金属		3,000		すること。
			外装-塗装なし				価格は1本当たり
	松葉	づえ	主体一木材(十分な強	夜光材 	A	2	のものであるこ
			度を有するも		3, 300		٤.
			<i>の</i> )		В		外装に白色又は黄
			脇当―スポンジ又はウ		3, 300		色ラッカーを使用
			レタン製の枕				した場合は 260円
			皮革、人工皮革				増しとすること。
			又は布製のカバ				
			外装一二ス塗装				
			A 普通型				
			B 伸縮型				
			主体一軽金属		A	4	
			脇当―合成軟質樹脂		4, 000		
			握り部分一合成軟質樹		В		

		<b>月</b> 巳		4 500		
		脂		4, 500		
		外装一塗装なし				
		A 普通型				
		B 伸縮型				
		主体-アルミニウム、	夜光材	8, 700	4	
	ン・クラッ	鋼管				
	チ	上部4段間隔以上、下				
		部9段間隔以上の調節				
		装置を付けるものとす				
		る。				
		腕支持器				
		一アルミニウム鋳				
		物及びステンレ				
		ス鋼板				
		握り部分				
		一アルミニウム鋳				
		物及びゴム				
		外装一塗装なし				
	ロフストラ	カナディアン・クラッ	夜光材	8, 700	4	
	ンド・クラ	チに準ずる。				
	ッチ					
	多脚つえ	つえの下部に三本以上	夜光材	6,600	4	
		の脚を有するもの。				
		J I S T 9267 —				
		2020による。				
	プラットホ	カナディアン・クラッ	夜光材	24, 000	4	
	ーム杖	チに準ずる。				
17				所轄局長が	_	
かつら				必要と認め		
				る額		
18		「使用薬剤の薬価(薬		薬価基準に	_	6か月ごとに一括
浣腸器付		価基準)」(平成20年		おいて定め		支給
排便剤		厚生労働省告示第60		る額		
		号。以下「薬価基準」				
		という。)に収載され				
		ているグリセリン浣腸				
		液				
19		主材料-羊毛又はウレ		44, 300		
床ずれ防		タン		,		
止用敷ふ		既製品				
とん		- CONTRACTOR				
C/0						

20		移動式		315, 000	5	「電動式」を含
介助用		(つり上げ装置、ヘッ		·		む。
リフター		ドシート付)				
21		主材料一高分子人工脂		31, 300	3	主材料のみの場合
フローテ		肪				は、1,300円減とす
ーション		構 造一主材料 (一				ること。
パッド		層)及びウレ				
(車椅子		タンフォーム				
・電動車		(二層) によ				
椅子用)		る三層構造				
		主材料ーポリマーゲル		51,600	4	
		(高分子人工				
		脂肪)又は液				
		胞ゲル				
		構 造ー主材料をプラ				
		スチックフィ				
		ルム等で包装				
		した単層構造				
22	手 動 式	主 体ースチール及び		123, 200	_	原則として使用者
ギャッチ		木材				の頭部及び脚部の
ベッド	電 動 式	頭部及び脚部の傾斜角		245, 200		傾斜角度を個別に
		度の調整が電動で行え				調整できる機能を
		るもの				有するものである
						こと。
23	文字等走査	意思伝達機能を有する	プリンタ (必要に応じて)	143, 000	5	プリンタを必要と
重度障害	入力方式	ソフトウェアが組み込	身体の障害の状況により、			しない場合は、
者用意思		まれた専用機器である	その他の付属品を必要とす			15,000円減じた価
伝達装置		こと。文字盤又はシン	る場合は、修理基準の表に			格とすること。
		ボル等の選択による意	掲げるものを付属品とす			ひらがな等の文字
		思の表示等の機能を有	る。			綴り選択による文
		する簡易なもの。				章の表示や発声、
						要求項目やシンボ
						ル等の選択による
						伝言の表示や発声
						等を行うソフトウ
						ェアが組み込まれ
						た専用機器及びプ
						リンタ(必要に応
						じて)により構成
						されたものである
						こと。その他、障

			害に応じた付属品
			を修理基準の中か
			ら加えて加算する
			ことができるこ
簡易な環境制御機	上と同じ。	191, 000	簡易な環境制御機
能が付加されたも			能が付加されたも
0			のとは、1つの機
			器操作に関する要
			求項目を、インタ
			フェースを通して
			機器に送信するこ
			とで、当該機器を
			自ら操作できるソ
			フトウェアをハー
			ドウェアに組み込
			んでいるものであ
			ること。
高度な環境制御機	遠隔制御装置	450, 000	高度な環境制御機
能が付加されたも	その他は上と同じ。		能が付加されたも
0			のとは、複数の機
			器操作に関する要
			求項目を、インタ
			フェースを通して
			機器に送信するこ
			とで、当該機器を
			自ら操作すること
			ができるソフトウ
			ェアをハードウェ
			アに組み込んでい
			るものであるこ
			٤.
	遠隔制御装置		通信機能が付加さ
			れたものとは、文
れたもの	その他は上と同じ。		章表示欄が多く、
			定型句、各種設定
			等の機能が豊富な
			特徴を持ち、生成
			した伝言を、メー
			ル等を用いて、遠
			隔地の相手に対し

I				1 .
				て伝達することか
				できる専用ソフト
				ウェアをハードウ
				ェアに組み込んで
				いるものであるこ
				と。
生体現象方	生体信号の検出装置及	プリンタ及び遠隔制御装置	450,000	生体現象方式
式	び解析装置	を除き上と同じ。		は、生体現象(
				波や脳の血液
				等)を利用し
				「はい・いいえ
				を判定するもの
				あること。
画像処理に	注視点検出ユニット、		1, 490, 000	ソフトウェアが糸
よる眼球注	CCDカメラ、赤外線			み込まれた専用権
視点検出入	照射セット及びソフト			器及びプリンタ
力装置	ウェアで構成されてい			構成されたもの
(スイッ	ること。			(画像処理による
チ) による				眼球注視点検出
もの				力装置を用いる。
				のを除く。)
				で、ごく小さなり
				体の動き(まばか
				き、呼吸等)を利
				用して「はい・い
				いえ」を判定する
				ものであること。
				その他障害に応じ
				た付属品を修理
				準の中から加えて
				加算することがで
				きること。

## 備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。